

環境影響評価技術指針の改定について

1 技術指針について

○大阪市環境影響評価条例

第6条 市長は、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、事後調査の項目及び手法その他環境影響評価及び事後調査に係る技術的な事項に関する指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2 市長は、技術指針について常に最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、技術指針を改定するものとする。

3 市長は、技術指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ大阪市環境影響評価専門委員（以下「専門委員会」という。）の意見を聴くものとする。

4 （略）

○これまでの経過（主なもの）

平成11年4月26日

大阪市環境影響評価条例に基づき技術指針の策定

平成18年6月30日

環境配慮項目として、「ヒートアイランド」の追加、悪臭の調査・予測・評価手法の見直し等

平成24年6月15日

ヒートアイランドや生態系等に係る環境配慮事項の追加、大気質、水質、地下水等の細項目（汚染物質）の追加
地球環境（温室効果ガス）の予測、評価の見直し等

平成29年6月30日

水質、地下水、土壌の細項目（汚染物質）の追加、植物（緑化）の評価方法の見直し

令和3年4月26日

環境配慮事項にSDGs達成に資する取組みを追加

令和5年3月31日

大気質の細項目（汚染物質）の追加

○技術指針の趣旨

- 事業者は、実施しようとする事業の種類・規模・地域の特性等を勘案して、技術指針の中から環境影響評価項目、調査手法及び予測手法などを選定して環境影響評価を実施するとともに、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書を作成する。
- **事業計画の策定にあたっては、環境影響要因を幅広く捉えたうえで、技術指針に示す手順に従い、環境配慮の視点から十分な検討を行い、環境への影響を回避又は低減するよう努めるものとする。**
- 事業調査について、技術指針に基づき調査項目、方法、場所、その他の手法を選定し適正に実施するとともに、事後調査計画書や事後調査報告書を作成する。
- なお、技術指針は、今後の事例や知見の集積に応じて必要な改定を行うものである。

○環境配慮に係る技術指針の記載内容

第1章 総論

第2 基本的事項 8 環境保全対策

「大阪市環境基本計画」の内容を十分に踏まえたものとするよう配慮すること。

第4 事業計画策定にあたっての環境配慮の実施手順

最新の知見を参考に環境配慮の視点から十分な検討を行い、その結果を計画に反映することにより、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。

3 環境配慮の方法 (2) 環境配慮事項の選定

事業の種類区分ごとに、環境保全上の見地からの配慮を検討すべき事項（技術指針の表3）の中から、事業特性や地域特性を踏まえて、環境配慮事項を選定する。

2 技術指針の改定の背景

○国

- ・令和6年5月21日に、環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「第六次環境基本計画」が策定され、また、令和6年8月2日に、循環型社会形成推進基本法に基づき、環境基本計画を基本とする「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定された。

○本市

- ・令和7年3月26日に、環境施策のマスタープランである「大阪市環境基本計画」について、SDGsの考え方を活かした現行計画を継承しつつ、環境を取り巻く国内外の動向等を反映させた「大阪市環境基本計画（改定計画）」が策定された。

《環境基本計画と環境影響評価の関係》

環境基本法

環境基本計画
 国が講ずる環境の保全のための施策等
 環境影響評価の推進

大阪市環境基本条例

環境基本計画
 環境の保全及び創造に関する施策等
 環境影響評価

----- 環境影響評価法

----- 環境影響評価条例

----- **環境影響評価技術指針**

————— 方針等に沿うもの ----- 規定に基づくもの

新たな環境基本計画の内容を踏まえて、技術指針の改定（環境配慮内容等）の検討が必要

○第六次環境基本計画

環境配慮、環境影響評価に係る記載内容（抜粋）

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方

1 目指すべき持続可能な社会の姿：環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築

環境基本法第1条の規定を、現在の文脈において捉え直すと、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「**良好な環境の創出**」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」（以下「ウェルビーイング/高い生活の質」という。）であり、また、人類の福祉への貢献でもある。

第2部 環境政策の具体的な展開

第1章 重要分野ごとの環境政策の展開

2 パートナーシップの充実・強化 （1）パートナーシップの前提となる各主体の役割

○事業者

事業活動のあらゆる場面において、**公害防止の取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、原材料調達から生産・流通そして消費までのバリューチェーン全体で環境負荷を削減する取組など、自主的・積極的に進める必要**がある。

第3章 個別分野の重点的施策の展開

5 各種施策の基盤となる施策 **（1）環境影響評価**

持続可能な社会の実現に向けて施策・計画などを策定する段階から環境配慮の組み込みを図るとともに、国、地方公共団体及び関係団体等が連携・協力した**環境影響評価制度によって、事業における適正な環境配慮を確保することにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図り、国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に貢献する。**

第六次環境基本計画で示された「**良好な環境の創出**」や事業者の役割としての取組などを技術指針の環境配慮事項に反映する。

ただし、資源循環については、第五次循環型社会形成推進基本計画との整合性を図る。

○大阪市環境基本計画（改定計画）

環境影響評価等に係る記載内容（抜粋）

第2章 基本的な考え方

第2節 計画の方向性

第1項 ビジョン

SDGs達成に貢献する環境先進都市

第2項 目標

【すべての主体の参加と協働】のもと、環境施策の3本柱として【脱炭素社会の構築】【循環型社会の形成】【快適な都市環境の確保】に取り組み、【地球環境への貢献】を果たしていくことによって、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」をめざします。

第3項 ビジョン、目標についての考え方

計画に掲げたビジョン、目標を実現・達成していくためには、大阪市の行政の施策だけではなく、市民や事業者、国などの取組みも不可欠であり、このビジョン・目標を各主体と共有していきます。

第3章 基本的な施策の体系

第5節 すべての主体の参加と協働

第2項 環境影響評価による環境配慮の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、市民や専門家等の意見を踏まえ、事業の計画段階から適切な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度を適正に運用します。

第4章 施策展開の戦略

第2節 戦略の設定について

第2項 環境、経済、社会の統合的な向上

大規模事業にあたって、事業の計画段階から、あらゆる環境側面への配慮を促すことにより、快適な都市環境を確保するとともに、環境と調和した持続可能な事業の実施を推進します。

環境影響評価の観点として、大阪市環境基本計画のビジョンの実現や目標の達成に支障を及ぼさないことを明記する。適切な環境配慮を推進するため、改定計画の施策を技術指針の環境配慮事項に反映する。

○環境配慮事項の追加等（※赤字が改定箇所）

区分	項目	環境配慮事項
周辺との調和	周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化	○地域の環境計画との整合 ○良好な環境の創出と環境負荷の回避又は低減 ○位置・規模・形状等の適正化による影響回避・低減
循環	資源循環、水循環	○3R+Renewable及びライフサイクル全体での資源循環 ○残土の発生抑制、有効利用 ○雨水の有効利用、貯留浸透等の保全
生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌、日照阻害、電波障害、都市景観、ヒートアイランド、風害、交通安全	○交通アクセスの確保、公共交通機関の利用促進等の交通量抑制 ○自転車利用の促進、次世代自動車の導入 ○大気汚染・騒音・水質汚濁等の影響の回避・低減 ○地盤沈下の防止 ○良好な都市景観・夜間景観の形成 ○人工排熱の低減・クールスポットの創出等によるヒートアイランド対策 ○高齢者等を含む歩行者等の交通安全
自然環境	地象、水象、動物、植物、生態系、自然景観、自然とのふれあい活動の場	○地形、河川の水量、海域の潮流等の影響の回避・低減 ○動物・植物の生息・生育環境の回避・低減 ○生物多様性保全の配慮、自然環境の保全・創出、普及啓発 ○良好な自然景観の保全 ○自然とのふれあい活動の場の保全・創出
歴史的・文化的環境	歴史的・文化的景観、文化財	○歴史的・文化的景観の保全
地球環境	温室効果ガス、オゾン層破壊物質、気候変動適応策	○省エネ機器の採用などエネルギーの効率的な利用や太陽光発電の導入など再生可能エネルギーの利用、水素等の新たなエネルギーの活用、再エネ調達 ○建築物の外皮性能の向上、建築物のZEB化 ○国産木材の利用 ○自立・分散型エネルギーシステムの導入 ○低燃費型建設機械の使用など工事中の温室効果ガスの排出削減 ○バリューチェーン・サプライチェーン全体での温室効果ガスの排出削減 ○地下空間の浸水対策等の風水害対策や熱中症対策等の適応策
次世代への貢献	環境イノベーションの創出	○革新的技術の導入

○その他改定事項

➢ 環境影響評価項目（地下水、地球環境）の調査、予測に関する主な追加事項

・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号 令和2年5月28日）」を受け、地下水の細項目（調査項目）について、水質の細項目と同様、要監視項目（PFOS、PFOA等）、要調査項目を明記する。

・地球環境（温室効果ガス）の排出量の算定方法等については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」が示されていることから、予測方法に本マニュアルについて明記するとともに、温室効果ガス排出削減にあたってのベースライン排出量の考え方を変更する。

➢ その他文言整理及び修正

3 スケジュール（案）

令和7年8月7日 大阪市環境影響評価専門委員会の開催
・技術指針の改定について（諮問）

10月頃 大阪市環境影響評価専門委員会の開催
・技術指針の改定（答申）

11月頃 技術指針の改定について（意見募集）

令和8年1月～2月 技術指針の改定

関連資料へのリンク

- 大阪市環境影響評価制度
環境影響評価条例・施行規則、環境影響評価技術指針など
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011044.html>
- 第六次環境基本計画
https://www.env.go.jp/council/02policy/41124_00012.html
- 第五次循環型社会形成推進基本計画
<https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>
- 大阪市環境基本計画（改定計画）
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000487493.html>